

日本DPO協会第42回個人情報保護セミナー
「クロスボーダー個人情報保護の現状と今後
～グローバルCBPRを見据えて～」

講師：弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
パートナー

弁護士 生田 美弥子 先生(当協会顧問)
北浜法律実事務所・外国法共同事業

パートナー

弁護士 中 亮介 先生

アソシエイト

弁護士 藤原 成和 先生

2025年8月28日(木) 15:00～16:00

挨拶「CBPR(Cross Border Privacy Rules)について」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・個人情報保護委員会初代委員長)



個人情報保護法

～その的確な理解のために～

基準認証事業第2回分科会

(2006年1月16日)

中央大学大学院法務研究科教授・

一橋大学名誉教授

堀部 政男



APEC PRIVACY FRAMEWORK

APEC PRIVACY FRAMEWORK

29 OCTOBER 2004

**APEC PRIVACY FRAMEWORK and
Future Work Agenda on International
Implementation of the APEC Privacy
Framework were approved by Ministers
on 18 November 2004.**

個人情報保護委員会「グローバルCBPRシステムの稼働について」

- 2025年6月2日より、グローバル越境プライバシールール（CBPR: Cross-Border Privacy Rules）システムの運用を開始します。一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が、承認を受けたグローバルCBPRシステムの認証機関として、企業からの申請に基づく審査を実施し、認証付与を行います。



**Global
CBPR
Forum** TM



TM

CBPRシステムの概要

APEC CBPR

- CBPR (Cross Border Privacy Rules/APEC越境プライバシールールシステム)は、企業等の越境個人データの保護に関して、APECプライバシー原則への適合性を認証するシステムです。また、APEC域内において国境を越えて流通する個人情報に対する消費者や事業者、行政機関における信用を構築する仕組みで、[2011年](#)にAPEC電子商取引運営グループ (ECSG: Electronic Commerce Steering Group) で策定されました。

CBPRシステムの概要

グローバルCBPR

- グローバルCBPR
- Global CBPRフォーラム
- グローバルCBPRに関する動き
- グローバル越境プライバシールール(CBPR)フォーラム設立に向けた宣言書
- **2022年4月21日**に、経済産業省、個人情報保護委員会から、我が国を含むAPEC CBPR参加エコノミーの連名で、より広範囲での個人データの円滑な越境移転や各国における規律の相互運用性を促進させる等の目的で、CBPRの拡大に向けた宣言をすることに合意したことが公表されました。

- 2024年4月30日に、グローバルCBPRフォーラムはグローバルCBPRシステムの稼働に必要な文書を公表しました。
- 2025年6月2日に、グローバルCBPRフォーラムはグローバルCBPRシステムの運用を開始しました。

アカウントビリティ・エージェント(AA)とは

- アカウントビリティ・エージェント(AA)は、CBPRシステムに参加する事業者の越境個人データの取り扱いについて、プライバシーポリシー等の文書整備や社内ルールの運用がCBPRシステムの要求事項に適合しているか審査し認証する機関です。苦情等が発生した場合は、事業者や消費者等と連携して解決する役割を担っています。
- JIPDECは2016年1月に日本で初めて、APEC CBPRsのAAに認定されました。また、2024年4月にはグローバルCBPRフォーラムのAAとしても認定されました。

APECによる越境個人情報保護に係る取組（経済産業省）

- (1) 背景 [1]
- APECでは、2004年にAPECプライバシー原則を定め、これに基づく国内個人情報保護制度の策定を各エコノミーに勧奨。我が国個人情報保護法も、ほぼこれに準拠。一方、近年ビジネスのグローバル化に伴い、個人情報が頻繁に国境を越えて移動する状況下で、越境個人情報の保護が大きな課題となっている。かかる観点から、APEC/電子商取引運営グループ（ECSG: Electronic Commerce Steering Group）では、個人情報が国境を越えてもAPECプライバシー原則に基づき保護されるための制度の構築を、2008年2月以降ECSG傘下のデータ・プライバシー・サブグループ（DPS: Data Privacy Subgroup）で検討し、

- (1) 背景 [2]
- ①APEC越境プライバシールールシステム (CBPRシステム: Cross Border Privacy Rules System) 及び②国際法執行のための協力取決め (CPEA: Cross border Privacy Enforcement Arrangement) を構築。CBPRシステムには、これまでに米国、メキシコ、日本、カナダがエコノミーとして参加。CPEAには、豪、NZ、米、香港、加、日、韓、墨が参加 (日本は全ての個人情報保護法執行機関 (16省庁) が参加)。

アカウントビリティ・エージェント(AA)とは

- アカウントビリティ・エージェント(AA)は、CBPRシステムに参加する事業者の越境個人データの取り扱いについて、プライバシーポリシー等の文書整備や社内ルールの運用がCBPRシステムの要求事項に適合しているか審査し認証する機関です。苦情等が発生した場合は、事業者や消費者等と連携して解決する役割を担っています。
- JIPDECは2016年1月に日本で初めて、APEC CBPRsのAAに認定されました。また、2024年4月にはグローバルCBPRフォーラムのAAとしても認定されました。

グローバルCBPR認証事業者一覧

APEC CBPR認証事業者一覧

- インタセクト・コミュニケーションズ株式会社
- **株式会社Paidy**
- 株式会社インターネットイニシアティブ
- PayPay株式会社

- **【海外では、約1800社が取得している】**

CBPR Workshop

Introduction



Participants

